

日本学術会議における 活動の手引き

— 第 22 期会員及び連携会員の皆様へ —



平成 23 年 10 月

は し が き

この小冊子は、日本学術会議の会員及び連携会員が活動するにあたっての参考資料として、日本学術会議科学者委員会において取りまとめたものです。

この小冊子に掲載されている事項につき、さらに具体的に詳しい情報については、「日本学術会議関係法規集」やその他の資料をご参照ください。必要な場合には、事務局にお問い合わせください。

日本学術会議の果たすべき役割及び活動と運営上の諸課題につきましては、第21期中にとりまとめられた「日本学術会議の機能強化について」(平成23年7月7日幹事会承認)をぜひ参照していただきたいと思います。

第22期の会員及び連携会員の皆様が、これからの活動のために、この小冊子をご活用いただければ幸いです。

平成23年9月

日本学術会議会長

広渡 清吾

目 次

1 日本学術会議の目的	3
2 日本学術会議憲章	4
3 日本学術会議の組織	5
4 日本学術会議の活動	9
5 会員・連携会員の活動要領	11
6 日本学術会議の最近の動き	18
(参考1) 日本学術会議の歴史	20
(参考2) 「知の循環の駆動軸」としての 日本学術会議の役割	22

1 日本学術会議の目的

日本学術会議は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って」（日本学術会議法前文）、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的」（同法第2条）として、昭和24年（1949年）1月20日、内閣総理大臣の所轄の下、独立して職務を行う特別の機関として設立されました。

その職務は次の2つです。（同法第3条）

- (1) 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る。
- (2) 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させる。

2 日本学術会議憲章

本憲章は、第152回総会で決定され、会員及び連携会員の活動上の準則として、遵守すべきものとされています。

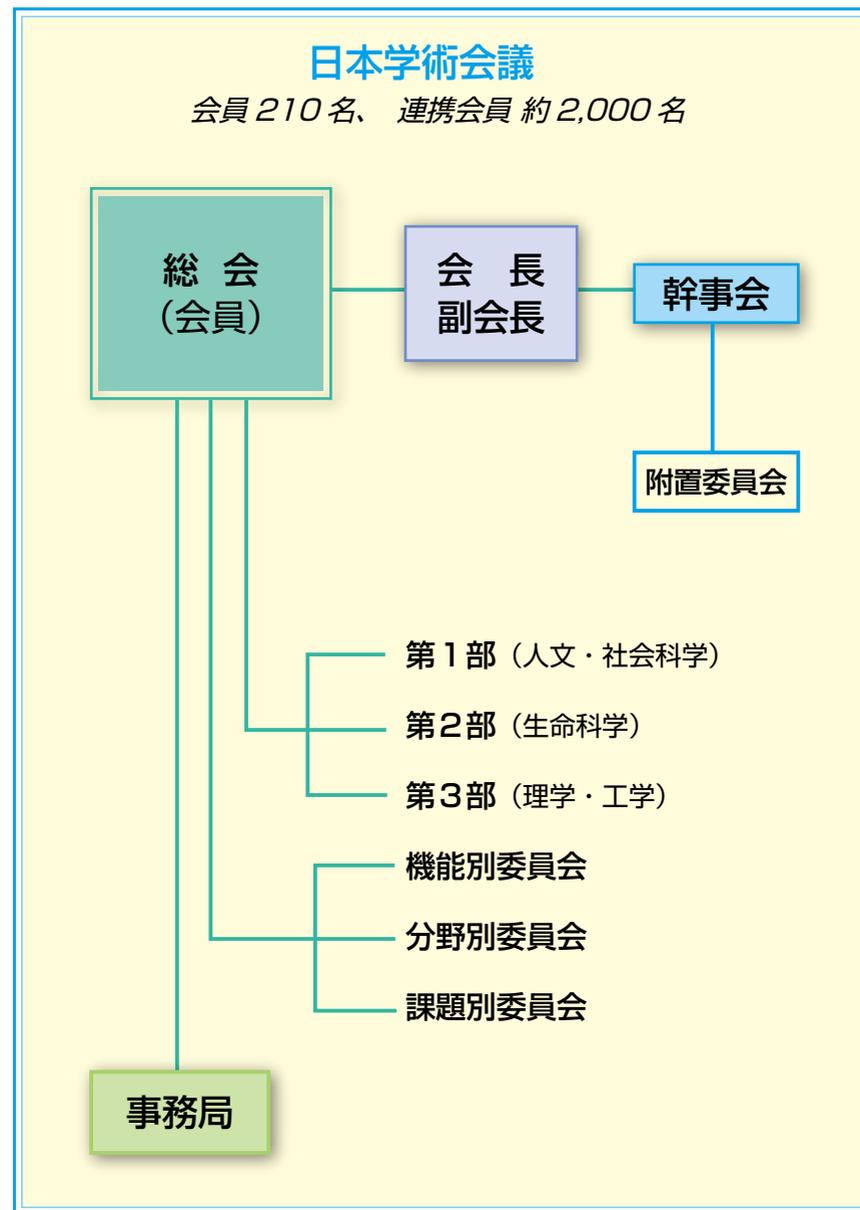
(平成20年4月8日日本学術会議声明 第152回総会決定)

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの知的資産の外延的な拡張と内包的な充実・深化に関わっている。この活動を担う科学者は、人類遺産である公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発展や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在である。日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の義務と責任を自律的に遵守する。

- 第1項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織であり、この地位と任務に相応しく行動する。
- 第2項 日本学術会議は、任務の遂行にあたり、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動する。
- 第3項 日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告及び見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。
- 第4項 日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、蓄積された成果の利用と普及を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成及び女性研究者の参画を促進する。
- 第5項 日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献する。
- 第6項 日本学術会議は、各国の現在世代を衡平に処遇する観点のみならず、現在世代と将来世代を衡平に処遇する観点をも重視して、人類社会の共有資産としての科学の創造と推進に貢献する。
- 第7項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として持続的に活動する資格を確保するために、会員及び連携会員の選出に際しては、見識ある行動をとる義務と責任を自発的に受け入れて実行する。

日本学術会議のこのような誓約を受けて、会員及び連携会員はこれらの義務と責任の遵守を社会に対して公約する。

3 日本学術会議の組織



(1) 日本学術会議の構成

日本学術会議は、全国約 84 万人（2010 年）の科学者の代表として選出された 210 名の会員と約 2,000 名の連携会員により組織されています。人文・社会科学系、生命科学系、理学・工学系など全ての分野の科学者で構成され、日本の科学の向上発展のため、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野から、所要の活動を行っています。

(2) 会員及び連携会員の選考

会員及び連携会員の選考は、コ・オペレーション方式により行います。具体的には、会員及び連携会員が候補者を推薦し、候補者等の中から一定の手続きに基づいて、選考委員会（後掲（10）参照）が選考します。会員候補者の場合は、幹事会の決定・総会の承認を得て、会長が内閣総理大臣に推薦し、内閣総理大臣が任命します。連携会員候補者の場合は、幹事会が決定し、会長が任命します。

(3) 会長・副会長

日本学術会議会長は、会務を整理し、日本学術会議を代表する存在であり、総会において、会員の互選により選出されます。3 名の副会長は、会長を補佐する存在で、会員のうちから総会の同意を得て、会長が指名します。会長、副会長とも任期は 3 年ですが、再選・再任されることができます。

(4) 会員

会員（会長、副会長を含む。）は、第 1 部、第 2 部、第 3 部のいずれかに所属し、日本学術会議の活動の中核を担います。各部には、部長（1 人）、副部長（1 人）、幹事（2 人）の役員が置かれます。部長は、部会の互選により選出され、部長は、副部長、幹事を指名します。会員の任期は 6 年で会員は再任できませんが、補欠の会員は 1 回に限り再任できます。また、70 歳をもって定年となります。会員は、次期会員・連携会員の選考につき、あわせて 5 名以内の候補者の推薦資格を持ちます。

(5) 連携会員

連携会員は、任期は原則 6 年ですが、2 度再任できます。ただし、任命の時点で 70 歳以上である時は、当期任期限りとします。連携会員は、

会員と連携して、日本学術会議の活動に参画します。会員と同様に、次期会員・連携会員の候補者の推薦資格を持ちます。

(6) 特任連携会員

特任連携会員は、国際業務または委員会等の特定の専門的事項の審議に参画するため、3 年以下の必要な期間を定めて日本学術会議会長により任命されます。特任連携会員については、定年や再任の制限はありませんが、会員・連携会員の候補者の推薦資格を持ちません。

(7) 国家公務員としての役割

会員は非常勤の特別職の国家公務員であり、連携会員（特任連携会員を含む。）は非常勤の一般職の国家公務員です。このため、会員及び連携会員（特任連携会員を含む。）はその活動に際し、国家公務員に関する規定により、旅費や手当などが支給されます。

(8) 総会

総会は、最高議決機関として、通常、毎年 2 回（4 月、10 月）開催します。所定の手続きを経て、臨時総会が開催されることがあります。総会には、会員が出席します。

(9) 幹事会

幹事会は、日本学術会議の運営に関する事項を審議するため、会長、副会長、各部の部長、副部長及び幹事をもって組織し、原則として毎月 1 回開催します。また、その任務の遂行上、必要な委員会を附置することができます。以下の委員会が設置されています。

「日本の展望」委員会、国際人権ネットワーク対応委員会、若手アカデミー委員会 等

(10) 機能別委員会

機能別委員会（常置）は、以下の 4 つが日本学術会議の組織運営のために設置されています。機能別委員会の委員長は、選考委員会については会長、他の 3 つについては、それぞれ担当副会長が務めます。

選考委員会（日本学術会議会員及び連携会員の選考について審議）
科学者委員会（科学者コミュニティに関わるさまざまな問題を審議）
科学と社会委員会（社会に向けての活動に関わるさまざまな問題を

審議)

国際委員会（日本学術会議における国際活動の調整・国際的対応について審議）

(11) 分野別委員会

分野別委員会（常置）は、人文・社会科学、生命科学、理学・工学のすべての領域の専門分野に対応して以下の30が設置され、それぞれの分野の課題に応じて活動を行います。分野別委員会の委員長は、会員が務めます。調査及び審議すべき事項並びに運営に関する事項は、幹事会において定めます。

言語・文学委員会、	基礎生物学委員会、	数理科学委員会、
哲学委員会、	統合生物学委員会、	物理学委員会、
心理学・教育学委員会、	農学委員会、	地球惑星科学委員会、
社会学委員会、	食料科学委員会、	情報学委員会、
史学委員会、	基礎医学委員会、	化学委員会、
地域研究委員会	臨床医学委員会、	総合工学委員会、
法学委員会、	健康・生活科学委員会、	機械工学委員会、
政治学委員会、	歯学委員会、	電気電子工学委員会、
経済学委員会、	薬学委員会、	土木工学・建築学委員会、
経営学委員会、	環境学委員会、	材料工学委員会

(12) 課題別委員会

課題別委員会（臨時）は、社会が抱えるその時々の課題のうち、特に重要なテーマを時宜に応じて審議するために時限設置されるもので、科学者コミュニティの意見を集約し、提言を行います。設置期限は、基本的に概ね1年間とし、同時並行的に10程度の委員会を設置します。第21期は、以下のような課題別委員会が設置されました。

大学教育の分野別質保証推進委員会、
科学・技術を担う将来世代の育成方針検討委員会、
研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会
医師の専門職自律検討委員会、
高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会、
人間の安全保障とジェンダー委員会、
東アジア共同体の学術基盤形成委員会、

社会のための学術としての「知の統合」推進委員会、
持続可能な長寿社会に資する学術コミュニティの構築委員会、
自然災害軽減のための国際協力のあり方検討委員会、
労働雇用環境と働く人の生活・健康委員会

(13) 分科会、小委員会

分野別委員会には、幹事会が定める手続きを経て、分科会及び分科会の下に小委員会を置くことができます。分科会の委員には、その分科会が置かれる委員会の委員以外の会員又は連携会員を含めることができます。小委員会も同様です。なお、小委員会の委員には、日本学術会議会員及び連携会員（特任連携会員を含む。）であっても、予算上の理由から旅費・手当が支給されません。

4 日本学術会議の活動

(1) 社会や科学者コミュニティに対し、幅広く提言活動を行い、特に政策決定者に対し、勧告などにより科学者としての専門的かつ信頼性ある見解を提示し、又は、助言する活動を行っています。

日本学術会議は、日本学術会議法(昭和23年法律第121号)に基づき、科学に関する重要事項を稟議し、政府からの諮問に対し答申を行い、また、政府に対し勧告するなど様々な活動を展開しています。これまでの勧告によって南極観測への日本の参加が実現し、また、いくつかの重要な研究所が設立されるなど、多くの成果が示されています。現在も各委員会等においては、政策提言に向けた精力的な審議が行われています。

特に、緊急の課題については、例えば、東日本大震災に対応して、速やかな審議活動により、政府の適切な政策の実施に向けた提言を发出しています。

(2) 科学の役割についての世論啓発を行っています。

学術的な研究成果を国民に還元するための活動として、学術フォーラム及びサイエンスカフェを開催しています。学術フォーラムは、国民の関心の高い問題を中心にテーマを設定し、日本学術会議が主催し、

年10回程度開催するもので、企画については、科学者委員会で審査をします。

サイエンスカフェについては、科学者と市民が、科学を話題に、リラックスした雰囲気の中で気軽に討論することを狙いとしています。

この他、委員会や分科会は、学術研究団体との連携の下に、各種の学術上の問題をとらえて、積極的にシンポジウム等を開催しています。

(3) 科学者間ネットワークの構築を行っています。

一定の規模を有する研究者から構成される自主的な集団で、学術研究の向上発達に関する諸活動を行っている団体に対し、申請に基づき、日本学術会議協力学術研究団体の称号を付与することを通じて、学術研究団体との協力関係の構築に努めています。

また、日本学術会議の活動は、首都圏など大都市圏に偏りがちですが、日本各地の科学者との連携・協力を強化して、その役割の発揮に努める必要があります。このため、日本学術会議では、地域の科学者との意思疎通を図るとともに、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、7つのブロック毎に地区会議を組織し、所要の活動を行っています。

(4) 各国の学術会議との関係を強化するなど様々な国際活動を実施しています。

日本学術会議は、会長、国際活動担当副会長及び各部からの会員・連携会員により構成される国際委員会を組織し、G8学術会議でのG8共同声明の発表やアジア域内における学術的な共同研究と協力を促進するため、アジア学術会議（SCA）などの国際会議への参加、また、各国アカデミーとの学術交流等を行っています。

また、国際学術団体の総会等に日本学術会議の代表として、会員・連携会員（特任連携会員を含む。）を派遣（代表派遣）しているほか、学術に関する国際会議のうち国内で開催されるものの主催（共同主催）及び後援などを通じ、国際学術団体との連携を図るなど、積極的な国際活動を推進しています。

代表派遣、共同主催の国際会議については、期間を設定して申請を受け付け、幹事会において決定されたものについて所定の旅費（航空運賃、宿泊費及び日当）を支給し、共同主催会議は、会場借料の一部等を負担しています。

5 会員・連携会員の活動要領

会員は、原則年2回開催の総会、部会のほか、各種の委員会等に参加し、審議の成果を勧告・提言・報告等の各種意思の表出として取りまとめ、また、シンポジウム等で社会に対し発表するなどの活動を行います。この他、日本学術会議の役職に就任し、幹事会などに参加して、全体の運営を担い、また、国際会議の出席等国際的活動を進めます。以下にその要領を記します。

(1) 総会

- ①総会は、日本学術会議の最高議決機関であり、原則として、毎年4月及び10月に会長が招集します。この他、会長は幹事会の決定に基づき、臨時総会を招集できます。なお、会員30人以上の請求があった場合には、総会を開催しなければなりません。
- ②総会は、会員の過半数が出席しなければ、成立しません。会員は、日本学術会議の業務を円滑に遂行するために、総会に出席することが求められます。
- ③総会は会長を互選する場です。そこで選ばれた会長は、副会長3名を指名し、日本学術会議を代表し、活動を統括します。また、会長は会員の中から、会長補佐（5名以内）を指名することができます。
- ④総会出席に関し、旅費・手当が支給されます。（幹事会、部会も同様です。委員会、分科会については（4）で説明します。ただし、常勤の国家公務員や公務員型の独立行政法人職員には原則として、手当は支給できません。会議に出席する際には、手当などの支給上、必ず印鑑をお持ちください。）

(2) 部会

会員は第1部（人文・社会科学）、第2部（生命科学）、第3部（理学・工学）のいずれかに所属します。また、各部には、部長（1名）、副部長（1名）、及び幹事（2名）の役員が置かれます。役員は、会長、副会長とともに幹事会を構成します。幹事会のメンバー以外の会員・連携会員は、（4）で述べる分野別、機能別及び課題別の各委員会及びその下の分科会が主な活動の場となります。

(3) 幹事会

- ① 幹事会は、日本学術会議の運営に関する審議機関であり、勸告等学術会議の各種意思の表出の審査と決定やシンポジウムの名義使用の承認、海外のシンポジウム等の会員等派遣の決定、協力学術研究団体への称号付与の承認など、各種の権能を持っています。議題の提案者は、会長、副会長、各部の部長のほか、機能別、分野別、課題別各委員会の委員長であり、会員5名以上による提案もできます。また、幹事会は、その業務を処理するために委員会を設置することができます。
- ② 幹事会は原則月1回開催となっています。急を要する場合には臨時の開催もあります。また、メールで審議が行われることもあります。メールによる審議の議決も、幹事会の議決となります。なお、幹事会の審議内容は会員及び連携会員にメールニュースで伝えられます。幹事会の活動状況を把握することは、会員及び連携会員として基本的な活動です。

(4) 委員会

- ① 会員及び連携会員は、分野別、機能別、課題別等の各委員会に所属し、審議を中心にしてさまざまな活動に取り組みます。分野別委員会は、専門分野ごとに分かれています。複数の委員会に所属しても構いません。分野別委員会は総数で30あり、調査及び審議すべき事項並びに運営に関する事項は、幹事会で定められます。
- ② 分野別委員会（機能別、課題別等の各委員会も同様）には、幹事会が定める手続きを経て、分科会を設置できるほか、同様の手続きにより、分科会の下に小委員会を設置することができます。これまでの実績からは、会員及び連携会員は、分科会と小委員会を中心に活躍しています。
- ③ 分科会開催については、会員及び連携会員に対し、旅費・手当が支給されますが、小委員会については、旅費・手当は支給されません。また、委員会・分科会については、会員及び連携会員以外の科学者が、特任連携会員として、構成メンバーとなることができます。

(5) 地区会議

- ① 日本学術会議は、地域の活動を重視し、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の7ブロックに地区会議を設置して

います。地区会議は、当該地区の会員及び連携会員によって構成され、それぞれの地域で科学者の懇談会や学術講演会、地区会議ニュースの発行等を行う等地域社会の学術の振興のための活動を行っています。

- ② 地区会議は、科学者委員会に提言又は報告の案を提案することができ、当該案が幹事会において承認された場合は、地区会議が提案したものととして発出されます。

(6) 協力学術研究団体

日本学術会議は、学協会が日本学術会議の活動に協力することを申し出た場合、幹事会の承認を経て、「日本学術会議協力学術研究団体」という称号を付与し、緊密な協力関係を維持しています。学協会から称号付与の新たな申し出がある場合、その関係分野の会員に審査をお願いすることがあります。

(7) 会議の開催における注意点

各種会議の開催について、注意点を列挙します。

- ① 委員会又は分科会（以下「委員会等」とする。）の開催回数は、予算等の関係上、1年に3回程度となります。このため、総会時、シンポジウム時に併せて開催する事例も多くなっています。
- ② 各委員は多忙なため、次回会議の開催時期の決定は、会議当日に決めるケースが多くなっています。決められない場合は、事務局等がメール等で後日、日程を調整しますが、時間に余裕をもって行う必要があります。
- ③ 総会、幹事会と同様に、委員の2分の1（定足数）以上の出席がなければ、委員会等は成立しません。したがって、定足数を満たさない場合、旅費・手当の支給ができません。
- ④ 数多く会議を開催することが必要な場合等には、審議がメールにより進められるケースもあります。メール会議による議決は、委員会等の議決とされます。メール会議の進行・調整（会員への諸連絡を含む。）は委員会等の責任者が行います。（メール会議開催に係る手当等の支給はありません。）
- ⑤ 委員会等には委員長、副委員長、幹事を置きます。委員長は委員会を統括します。幹事は、会議の記録を議事要旨（出席の委員、事務局職員名の記載を含む。）として残す必要があります。議事要旨は一定期間事務局に保管されます。

- ⑥日本学術会議の施設外で会議を実施する場合、施設内の会議と同様の効力を持ちますが、その会議に事務局職員は原則として出席しません。その場合、会議終了後速やかに委員の出席状況を事務局に連絡のうえ、議事要旨及び配布資料を送付してください。
- ⑦委員会等は、委員による自主的な運営が原則です。しかし、委員会等によっては、多忙な各委員に代わり、定足数のカウント、会議室の確保など会議の開催の調整や会議構成員への諸連絡等の開催事務運営の一部を事務局が行うこともあります。さらに、各委員の意見を集めるなどメール会議の開催事務運営の一部を担うこともあります。

(8) 会議の成果について（意思の表出）

委員会又は分科会（以下委員会等とする。）の活動の成果の公表は、提言、報告等の外部への意思の表出として行われます。以下詳細に説明します。これらの日程につきましては、事務手続き上、ある程度の余裕をもって作業を進めていただければ、事務局における手続等が円滑に進みます。

- ①外部に対する日本学術会議の意思の表出としては、答申・勧告・要望・声明・提言・報告・回答があります。
 - ②部及び委員会の長（提出者）が勧告、要望、声明（以下「勧告等」とする。）を希望する場合、原案を科学と社会委員会に提出することになります。この委員会が、内容の適切性及び過去10年間に行われた勧告等との関連について助言し、それを踏まえ、提出者は、幹事会に勧告等を提出し、その承認を経て、これらは日本学術会議の名において公表されます。
 - ③勧告等及び課題別委員会が取りまとめて公表された提言及び報告については、当該委員会の役員の責任においてインパクト・レポートを作成し、1年以内に幹事会に報告します。
 - ④委員会等の名称で行うことができるのは、提言及び報告のみです。それ以外の勧告等は日本学術会議の名称で行います。また、委員会等の決定だけでは意思の表出を行うことはできません。公表に当たっては、幹事会の承認が必要です。
 - ⑤総会または幹事会における各種の「意思の表出」の説明者は、原則として、委員会等の委員長となります。幹事会では必ずしも一度で了承されるとは限りません。再度の説明や説明終了後の修正を外部公表前に行う場合もあります。
- ⑥各種の「意思の表出」の案は、幹事会に提出する前に、関連する部（分科会の場合は所轄する委員会）の査読を受けます。また、課題別委員会の場合は、科学と社会委員会の査読を受けます。なお、関連する委員会等があれば、協議が必要です。（事務局が、報告書の体裁や字句の修正等の補助手助けをしますので、一定の段階で事務局と連絡を取ってください。また、幹事会提出に向けたスケジュールにつきましても、事務局とご相談ください。）
 - ⑦「意思の表出」の類型として、社会の突発事態の発生等により、概ね、1～2週間程度の準備期間を経て、「会長談話」又は「幹事会声明」等の形式で日本学術会議の意見を表明する「緊急型」の助言・提言活動や政府からの要請等に基づき、概ね、3～4か月程度の審議機関を経て日本学術会議の見解を取りまとめる「早期型」の助言・提言活動もあります。

(9) シンポジウムの開催

シンポジウム開催も意思の表出同様、日本学術会議の重要な会員及び連携会員の活動の一環です。以下に注意点を列挙します。

- ①委員会又は分科会（以下「委員会等」とする。）のシンポジウム・講演会・フォーラム等（以下「シンポジウム等」とする。）の開催については、事前に関係部の承認を得たうえで、幹事会の承認を得る必要があります。
- ②シンポジウム等を開催するには、主催する委員会等の委員の複数が挨拶又は講演者・報告者として実際に参画している必要があります。公開され、参加費が無料であることが原則となります。
- ③シンポジウム等には、日本学術会議が主催するもの（「学術フォーラム」）、委員会等が主催するもの、協力学術研究団体が行うもので一定の基準を満たして日本学術会議が後援するものがあります。
- ④シンポジウム等を実施後、その概要を所定の様式により事務局へご提出ください。
- ⑤シンポジウム等に関する会員及び連携会員に対する旅費等の支給は認められておりません。なお、日本学術会議から支給されない場合、共催団体等による実費支給は可としています。
- ⑥会場は、日本学術会議の講堂又は会議室等を使用できます。事務局は、シンポジウム等の事務局としての業務や当日のお手伝いはできませんが、開催にあたっての必要な機材の用意等協力可能な部分があり

ます。会場の確保も含め、事前に事務局にご相談ください。

(10) 日本学術会議事務局との関係

①日本学術会議は、昭和 45 年度以降、東京都港区六本木の 6 階建ての建物に所在しており、そこには、講堂や会議室のほか、事務局が置かれています。

事務局には、局長、次長のほか、以下の課や室に職員が配置され、会員及び連携会員の日本学術会議における活動をサポートする役割を担っています。(職員の定員は現在 54 名)

具体的な組織(課や室)、所掌事務は以下の通りです。

課	所在	所掌事務・ファックス番号
企画課	3 階	・総会、幹事会に関すること ・機能別委員会のうち、選考委員会、科学者委員会(男女共同参画分科会、広報分科会、学協会の機能強化方策検討等分科会)に関すること (ファックス 03 - 3403 - 1260)
管理課	2 階	・会員・連携会員の人事 ・日本学術会議の予算、物品や施設の管理等 (ファックス 03 - 3403 - 1075)
参事官室 (審議担当)	4 階	・科学に関する重要事項の審議(各部会、分野別委員会、課題別委員会などの窓口) (ファックス 03 - 3403 - 1640)
参事官室 (国際担当)	2 階	・国際会議、国際交流に関すること ・国際委員会に関すること (ファックス 03 - 3403 - 1755)

※電話(連絡先)については、代表番号は、TEL 03-3403-3793 ですが、実際には、業務ごとに担当が分かれており、

例えば、

①総会、幹事会に関することであれば、TEL 03 - 3403 - 3768

②重要事項の審議であれば、(第 1 部担当) TEL 03 - 3403 - 5706
(第 2 部担当) TEL 03 - 3403 - 1091
(第 3 部担当) TEL 03 - 3403 - 1056

③国際交流担当であれば、TEL 03 - 3403 - 1949、

国際会議担当であれば、TEL 03 - 3403 - 5731 となっています。

※最近では、各業務に関し、事務局から会員・連携会員に対しては、Eメールによる連絡が中心となっています。このため、メールアドレスを必ずご登録ください。

Eメールアドレスについても、業務ごとに担当が分かれており、

例えば、

①総会、幹事会に関することであれば、p225@sci.go.jp (企画課審査係)

②地区会議に関することであれば、p227@sci.go.jp (企画課広報係)

③学術フォーラムに関することであれば、p228@sci.go.jp (企画課情報係)

(実際は、委員個人名、事務局個人職員名による連絡のケースがほとんどです。)

②会員、連携会員からお届けいただいている住所、所属に変更が生じた場合には、速やかに事務局職員へご連絡くださるようお願いいたします。

(11) その他

①日本学術会議の活動を援助する団体として、(財)日本学術協力財団があり、月刊誌『学術の動向』を発行し、日本学術会議の活動状況を掲載しています。日本学術会議は、編集・協力をしており、具体的には科学者委員会広報分科会委員が内容の企画を検討し、その企画に応じて会員・連携会員が原稿提供を行っています。この他、(財)日本学術協力財団は、学会の事務支援等を行っています。最近では 4 月 30 日まで東日本大震災に係る会員からの義捐金を受け付けておりました。

会員及び連携会員の皆様は、(財)日本学術協力財団の賛助会員へのご加入、「学術の動向」の原稿無償提供等にご協力いただければ幸いです。

②日本学術会議の会員、連携会員の皆様の多くは、大学等の研究・教育機関、政府関係機関、企業などでご活躍のことと思いますが、会員等が学術的意見を社会的に公表する際は「日本学術会議会員」等の肩書を積極的に利用していただくようお願いいたします。

6 日本学術会議の最近の動き

(1) 「日本の展望—学術からの提言 2010」の取りまとめ（平成 22 年 4 月）と政府への勧告（平成 22 年 8 月）

①日本学術会議は、平成 22 年 4 月の総会において、「日本の展望—学術からの提言 2010」を採択し、21 世紀の日本と世界を見通しながら、そこにおける学術の追求すべき課題を明らかにしました。「日本の展望—学術からの提言 2010」（及びこれを基礎付ける 13 提言・31 報告）は、日本学術会議の活動にとって今後の基本的海図となるものです。

②平成 22 年 8 月 25 日には、「日本の展望—学術からの提言 2010」に基づき起草された「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」と題する 4 項目の勧告が菅首相に手交されました。勧告としては、平成 17 年 4 月の勧告「大都市における地震災害時の安全の確保について」以来となります。

この勧告は、「日本の展望—学術からの提言 2010」のエッセンスを踏まえ、科学技術基本法の改正提案を内容としています。具体的には、以下のとおりです。

- (i) 法律における「科学技術」という技術偏重の用語に変えて、国際的に使用されている「科学・技術」の用語を採用すべきこと
- (ii) 現在の「科学・技術」政策が出口志向の研究開発に偏りがちであることを改め、基礎研究を重視し、応用研究及び開発研究とのバランスのとれた発展のための学術政策を進めるべきこと
- (iii) 次世代の研究者・技術者の育成及び確保を強力に推進し、併せて、学術のすべての分野における男女共同参画をこれまで以上に大きく前進させるべきこと
- (iv) 政府における学術政策の立案・策定に際して、日本学術会議の関与を保障すること

(2) 東日本大震災への対応（平成 23 年 3 月～）

3 月 11 日に発生した東日本大震災は、戦後最大の災害であり、わが国にこれまでにない甚大な損害をもたらしました。日本学術会議は、会員等による緊急集会を開催し（3 月 18 日）、ただちに「東日本大震災対策委員会」を設置し、そのもとに分科会を構成するなど体制を整え、

大震災に対応し、声明、緊急提言の発出等さまざまな活動を展開しました。

また、5 月 2 日には、東電福島第一原発の事故につき、海外アカデミーへの報告を行っています。さらに、6 月 10 日には、「東日本大震災被災地域復興に向けて—復興の目標と 7 つの原則」の提言、6 月 24 日には、「日本の未来のエネルギー戦略に向けて—電力供給源に係る 6 つのシナリオ」の提言が東日本大震災対策委員会の各分科会から発出され、9 月にはそれぞれ「第二次提言」や「最終調査報告書」が公表されています。それらの内容につきましては日本学術会議ホームページに掲載し、広く一般に公表しております。

(3) 臨時総会の開催（平成 23 年 7 月 11 日）

- ①日本学術会議は、平成 23 年 7 月 11 日に、第 160 回総会を開催し、第 22 期の新会員の候補者を承認しました。また、定年による前会長の退任に伴い、広渡清吾新会長を選出しました。
- ②第 160 回総会では、栄誉会員制度創設の会則改正に関する審議が行われ、承認されました。

(参考 1) 日本学術会議の歴史

年 月	主な出来事
昭和 23 年 7 月 12 月	日本学術会議法公布 日本学術会議法に基づく第 1 回会員選挙施行、12 月 20 日に当選人確定。なお、会員選出方法は登録した科学者による公選制（昭和 58 年の法改正まで）
昭和 24 年 1 月	内閣総理大臣の所轄の下に日本学術会議設立（第 1 回総会）。これにより、学術研究会議（大正 9 年に発足した官立の研究連絡機関）は廃止、日本学士院（明治 39 年発足の旧帝国学士院、昭和 22 年名称変更）は日本学術会議に含まれる荣誉機関となる。
昭和 31 年 4 月	日本学士院が文部省に移管され、日本学術会議から独立
昭和 45 年 7 月	発足以来、日本学士院（台東区上野）の庁舎を利用してきたが、現在地（港区六本木）へ移転
昭和 47 年 6 月	財団法人日本学術振興会（昭和 7 年発足）が特殊法人となる。（平成 15 年独立行政法人化）
昭和 55 年 4 月	「科学者憲章」を制定する。
昭和 59 年 5 月	日本学術会議法の一部を改正する法律が施行され、会員選出方法を学協会を基盤とする推薦制に変更
平成 13 年 1 月	中央省庁等改革基本法の施行に伴い、日本学術会議は総務大臣の所轄に置かれる。
平成 15 年 2 月	平成 13 年 5 月からの検討に基づき策定された総合科学技術会議の「日本学術会議の在り方」に対して意見具申
平成 15 年 7 月	日本学術会議が「日本学術会議の改革の具体化」についてまとめる。
平成 17 年 4 月	日本学術会議法の一部を改正する法律の部分施行に伴い、再び内閣総理大臣の所轄となる。 第 20 期活動開始
平成 17 年 10 月	日本学術会議法の一部を改正する法律の残部施行

	<p>① 第 20 期の会員は法に基づき設置された「日本学術会議会員候補者選考委員会」により選考される。第 21 期以降の会員は、現会員（連携会員を含む。）によるコ・オペレーション方式により選考される。</p> <p>② 7 部制から 3 部制に改編。連携会員制度の新設等の改正</p> <p>③ 第 20 期活動開始に当たり、女性会員が構成比 20%、42 名に増加（第 19 期は 13 名）</p>
平成 20 年 4 月	「日本学術会議憲章」を制定する。
平成 20 年 10 月	第 21 期活動開始
平成 22 年 4 月	「日本の展望—学術からの提言 2010」を公表
平成 22 年 8 月	勧告として「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」を政府に提出する。
平成 23 年 3 月～	東日本大震災発生後、緊急集会の実施や「東日本大震災対策委員会」の設置等数多くの対応を進める。
平成 23 年 7 月	「日本学術会議の機能強化について」最終報告を承認する。
平成 23 年 10 月	第 22 期活動開始

(参考2) 「知の循環の駆動軸」としての 日本学術会議の役割

